

# 愛知県立一宮南高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身に深刻な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる、許されない行為です。また、いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むため、学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に努めます。加えて、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

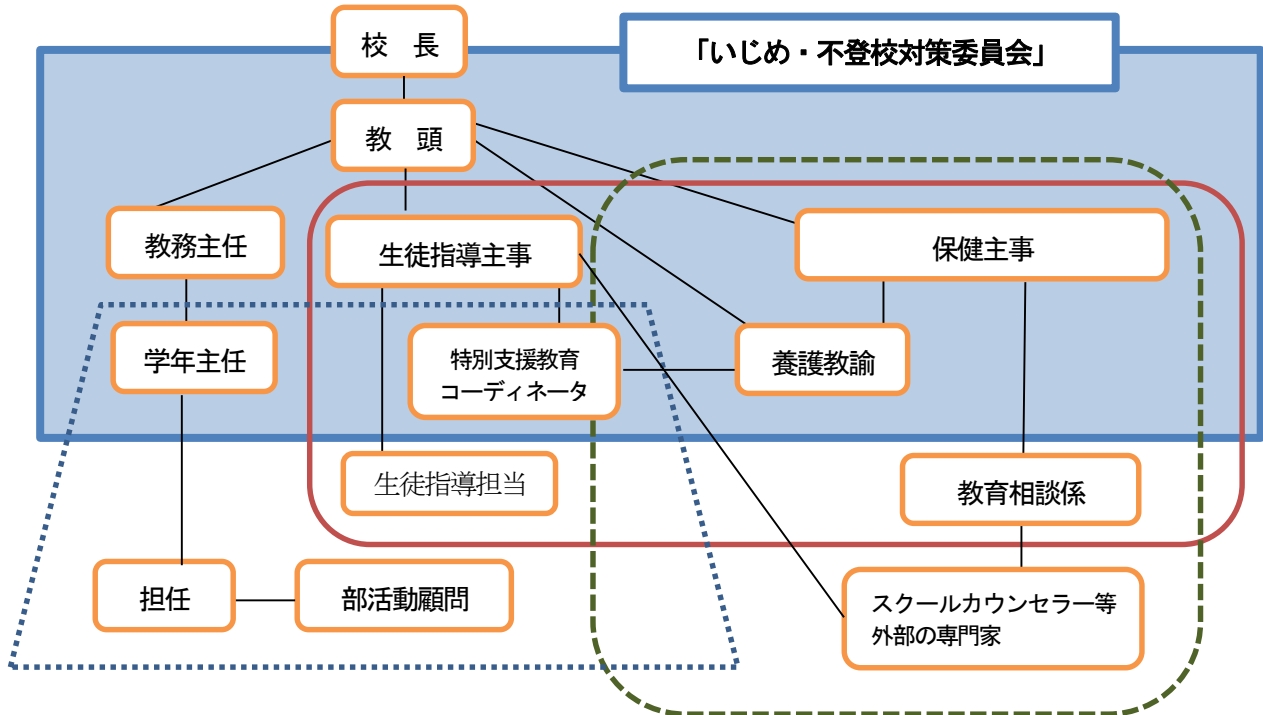
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談係、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター  
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

#### イ 指導・支援チーム

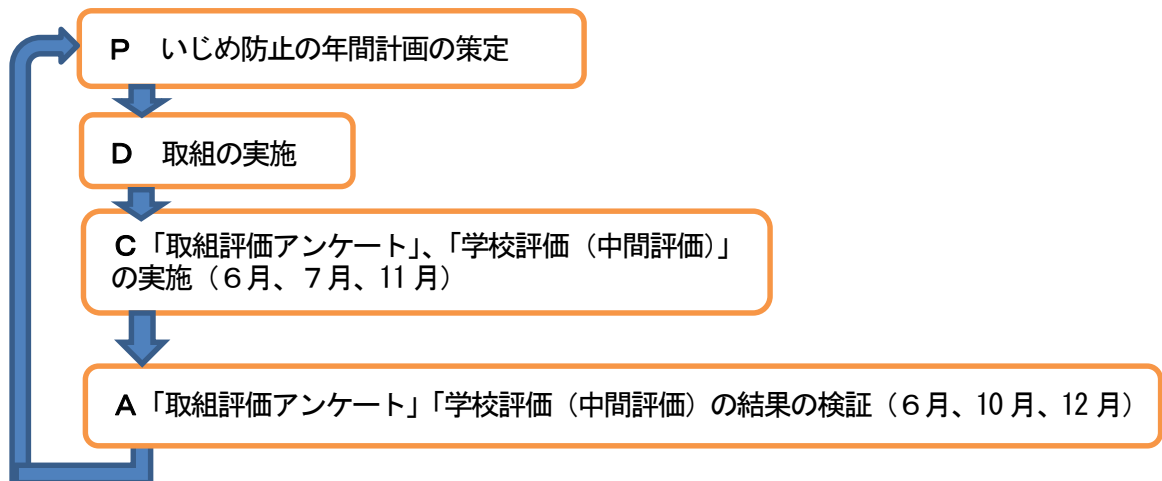
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



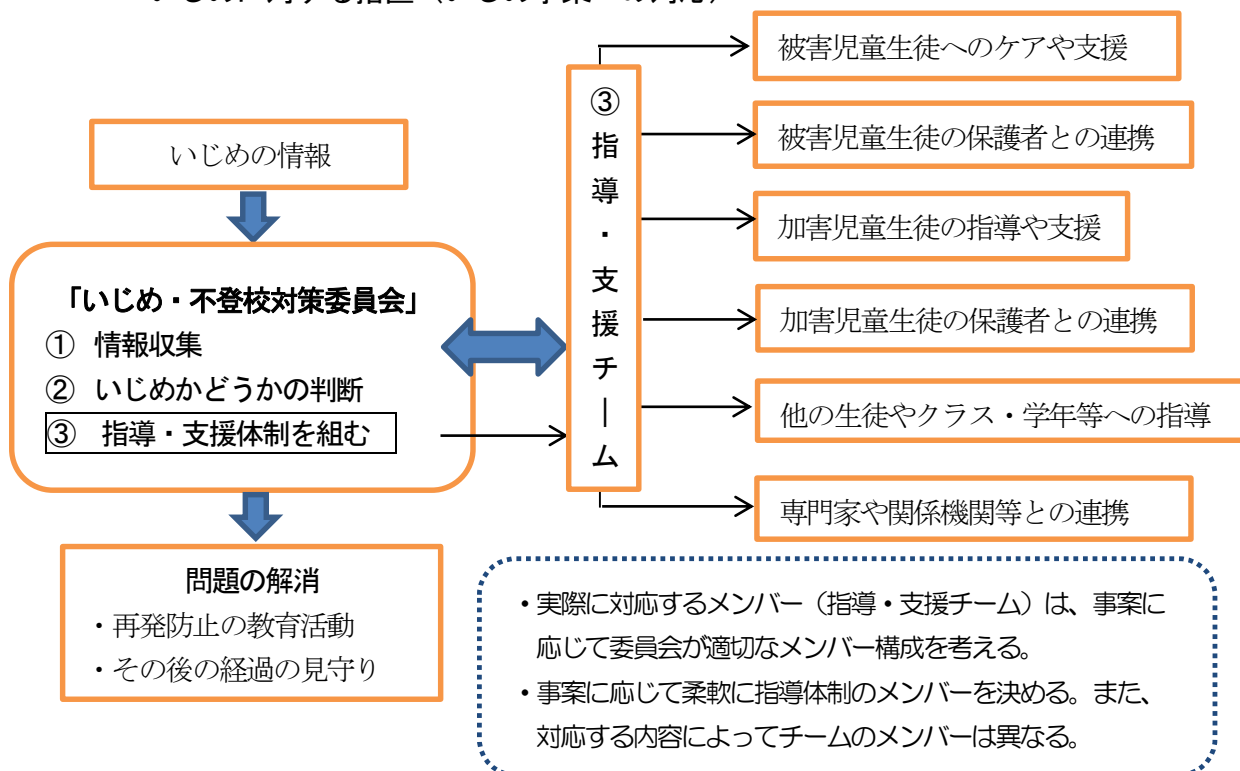
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・年2回、「学校生活環境調査」を行い、その結果について職員会議等で報告する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

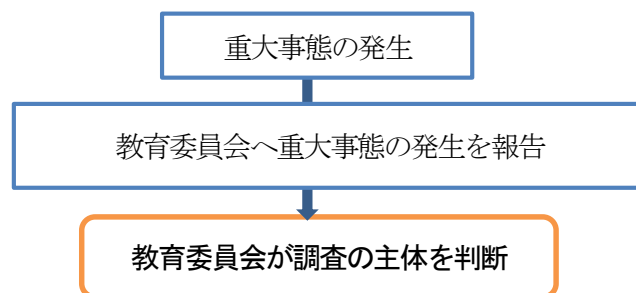
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

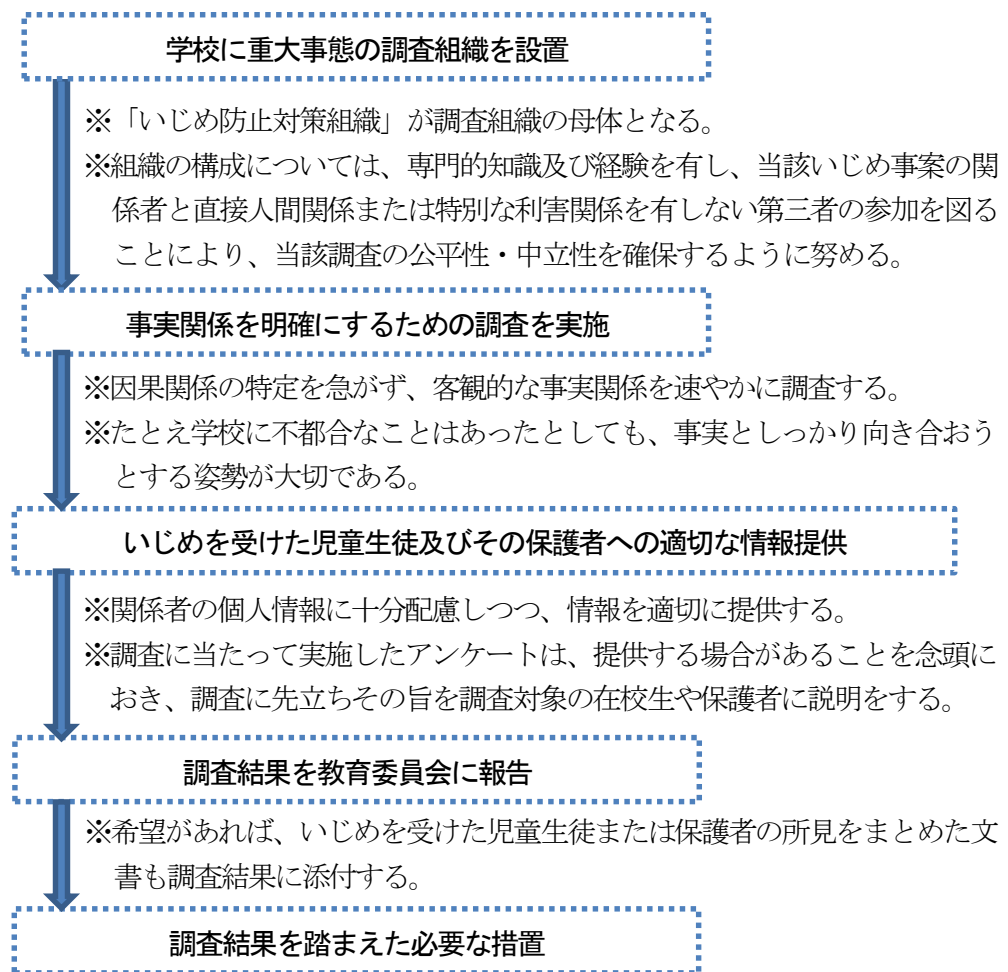
### 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



学校が調査主体の場合



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「学校生活環境調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

## (取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全】保 ○頭髪服装指導【全】指 ○面接週間【全】学 ○授業公開【全】総 ○サイバー犯罪防止教室【全】指	○健康観察(毎日)【全】学 ○担任会・生徒指導部会・保健厚生部会での情報交換(毎週)【全】 ○学級懇談会【全】学	○学年主任会での情報交換(毎週)	○スクールカウンセラー来校(毎月)【全】保
5月			○第1回学校評価委員会	
6月	○頭髪服装指導【全】指 ○服装指導強化週間【全】指 ○学習時間調査【全】教	○学校生活環境調査【全】指	○学校生活環境調査の検証	
7月	○自殺予防講話【1年】保	○保護者会における情報収集【全】学	○PTA役員・全教職員対象の「学校評価(中間)アンケート」の実施	
8月			○「学校評価(中間)アンケート」結果の検証	
9月	○健康調査の実施【全】保 ○頭髪服装指導【全】指 ○家庭学習強化週間【全】教			
10月	○頭髪服装指導【1・2年】指 ○服装指導強化週間【全】指・学 ○学習時間調査【全】教		○第2回学校評価委員会	
11月	○薬物乱用防止教室【1・2年】指	○学校生活環境調査【全】指	○学校生活環境調査の検証	○環境整備【1年】保・学
12月	○頭髪服装指導【3年】指 ○人権講話【全】指	○保護者会における情報収集【全】学	○全生徒・全保護者・全教職員対象の「学校評価アンケート」の実施	○学校保健委員会
1月	○健康調査の実施【全】保 ○頭髪服装指導【1・2年】指		○「学校評価アンケート」の検証	
2月	○頭髪服装指導【全】指			
3月			○第3回学校評価委員会	

総…総務部 教…教務部 指…生徒指導部 保…保健厚生部 学…学年会 【全】…全学年